

令和 7 年度 第 4 回
栃木東部地域会議 会議録

令和 7 年 7 月 3 1 日(木)
栃木市大宮公民館 大交流室

栃木東部地域まちづくりセンター

別記様式

会 議 録

会議の名称	令和 7 年度第 4 回栃木東部地域会議
開催日時	令和 7 年 7 月 3 1 日（木） 1 8 時 3 0 分 開会 1 9 時 4 5 分 閉会
開催場所	大宮公民館 大交流室
出席者氏名	別紙 1 のとおり
欠席者氏名	別紙 1 のとおり
事務局職員職氏名	別紙 1 のとおり
その他出席者等	別紙 1 のとおり
会議事項	別紙 2 のとおり
会議の公開又は 非公開の別	公開
傍聴人の数	0 人
その他必要事項	
会議の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局 議長 A 委員 B 委員 C 委員	<u>1 開会</u> ——開会—— <u>2 会長あいさつ</u> <u>3 議事</u> 栃木市地域づくり推進条例第 9 条の規定により、出井会長による議事進行。 ＜本日の出席委員数の報告＞ 本日の出席委員 1 4 名（委員総数 1 5 名） 過半数以上の委員の出席であるため本日の会議は成立 （1）令和 8 年度実施分栃木市地域予算事業計画書について【報告】 ・資料 1 に基づき説明。 ＜質問等＞ ・学習館で 8 地域の会長、副会長が集まって交流会があります。東部地域については皆さんからご提案のことをまだまとめてはありませんけども、流れ概要について報告していきたいと思います。また後日会議の様子は報告したい。事務局から説明があった件についてご意見、ご質問ありますか。 ・イベントの日にと場所は決まっていますか？ ・今年度は 12 月 13 日大宮公民館を中心に、いわゆる子供から高齢者までの子育て世代のパパとママを含めた交流を計画する。数回の会議を開いて準備をしております。 ・国府地区は、ふるさとまつりと一緒に今年は 11 月 2 日にこのイベントを開

D 委員	く予定です。
事務局	・予算の執行の仕方なんだけど、市の予算は負担金でそれぞれのまちづくり協議会へ出して、そこから先はまちづくり協議会でそのお金を使っていくということか？ ・その通りである。
事務局	(2) 地域予算提案事業 ・資料2に基づき説明。 ＜質問等＞
B 委員	・私が提案した都市計画関係の用途地域の変更については、ふれあいトークで質問したら、部長が検討するという返事をいただいていますのでいずれ両側が100m ずつ市街化区域への編入が実現すると思います。
E 委員	・下野国庁跡の案内看板ということで、塗り直しってことですが、この他に城内のセブンイレブンの部分のところにも国庁の入口という看板があるんですけど、あの看板は縦なんで、非常に見づらいんじゃないかなと思うんですよ。こちらの国庁の東通りにある看板は横文字になってますんで、非常に見やすいと。なおかつ、栃木の方から来る人がわかんない。我々そこら辺に住んでるんですけど、非常に見づらいような気がするんで、できれば横文字でお願いしたいと思うんですけどよろしくお願いします。
B 委員	・確かにあそこのは縦で小さいからね。
E 委員	・小さくて信号機の柱の脇に立ってるもんですから、非常に見づらいんですよ。ですので、こっちの補修をするときにちょっと考えていただきたい。
A 委員	・防災ラジオってどこで売っていますか？
B 委員	・危機管理課です。市役所5階の。
A 委員	・一般の人はそういうことは知らないですよ。
B 委員	・国府地区は民生委員が所有しており、民生委員が交代しても引き継いで、防災ラジオそのものが有効利用されてるかどうかはちょっと別なんだけど、大体それぞれの担当区域ごとにバトンタッチをされてます。
F 委員	・民生委員が交代し返却するときに、壊れていたらお声掛けくださいというのはありますよね。
G 委員	・私の家に年寄りがいたときに、貸してもらった記憶はない。
B 委員	・該当者には無料配布した。(※過去に民生委員に防災ラジオを無料配布した経緯がある。) それ以外に購入したいという人もいますのでこのように販売している。
B 委員	・大宮南小学校の砂利は埋まっていたね。この前の選挙の日に行きましたけど埋まっていた。
E 委員	・その話に加えさせてもらいたいですけど、東部土地改良では農道整備っていう計画あるんですよ。その計画には、大宮南小学校の北側の道路は改良の対象になっていないんですよ。地域会議の代表者が土地改良に要望してお願いした方がいいんじゃないかな。
議長	・そうすることで可能性はありますか？

E 委員	可能性は、市長が来たとき（ふれあいトーク）に、そこまでって言われて辞めさせられちゃったんだけど、もう何回となく話はしてんだけど、計画ではあるんですよ。ただ、災害や、何か催しをおこなって、その助成金を農林課は他に回すことになって、大宮地区ではこの農道整備が２年間遅れちゃったんですよ。だから土地改良を通じて、農林課の方をお願いするかなと思ってんですけど２年遅れるとあと１２年もかかるってことなんで中央幹線道路だけで。だから今言った大宮南小学校の北側は要件外ですよ。実際その道路は、草ぼうぼうなんだよね。小学校の近辺は大丈夫なんだけどそれから東は自転車くらいしか通れない状態で、それを整備して学童の通学路になるわけですから整備をお願いしたいと思います。
議長	これは私と事務局で、後で土地改良事務所行ってみて調査、要望します。はっきり言って土地改良もあんまり財政的に豊かじゃないんだよね。
E 委員	財政は全く豊かじゃない。計画を出しただけで。大宮地区は栃木市の土地改良区の中で一番目に東部土地改良というのが発足して、南部地区が事業を行ったわけなんですけど、道路は簡易舗装っていう防塵舗装でやってもらったわけなんで、今の農機具には対応できない道路整備なのです。他の地区は大平にしろ都賀にしろ西方にしろ藤岡にしろ、農道整備は、もう完璧なぐらいに舗装でやってるんですよ。だから、栃木のその当時やったやつは全部、大宮地区は今でいう、でこぼこ道なんです。なので、さっき言ったように、１０年計画っていうのはこの公民館の前のちょっと２路線ぐらいやってたんですけど、そいったことをあと１０年間かかるってことです。主要幹線道路だけで。だから大宮南小学校の北側道路は計画に載ってない。そういうところが何ヶ所もあるんですよ。
議長	確かにあそこ狭くてね、学童保育への送り迎えも一方通行にしているからね。
F 委員	この前のふれあいトークでもちょっとお話をさせていただいたんですけど、栃木市には子供の遊び場が少ないというところで、やっと大平の方にできましたが、有料で結構値段がします。もうちょっと無償で何か遊べるような場所があったらいいなということで話しました。まず、子育て支援を、第一子からしっかり支援をしていただけたら、栃木市に長く住んでみたいなって思えるのかなというお声も聞いているので、第２子第３子はもちろんなんですけど、第１子からのそういった支援をしていただきたい。少子高齢化が進む中で、子育てに優しいまち作りを目指していきたいというような提案をさせていただいた。そういった地域でみんなで支え合って、見守り合っていけるような地域活性化イベントなどで、世代間交流ということが、これから重要になるのかなと思っている。
議長	ありがとうございます。こないだ F 委員がふれあいトークの中でも言ったので、こども未来部長もいたからうち受け止めはしてくれて、引き続き取り組んでももらいたい。
F 委員	本当に有料だとなかなか２人３人お子さんをお持ちの方だとそういうところに行くっていうのがものすごくハードルが高くなってしまうので、無償で遊べるような支援をしてほしい。

議長	・確かに住みよいベストテンの町なんか見ると、子育てのね、環境がいいところ、というのが断然上位にいますよね。地域会議としても要望していきたい。
E 委員	・G 委員の空き家の樹木について、うちの方は空き家じゃないんですけどそこは女性と男性が男の人は入退院してて、女性の方が土地を管理している。お子さんはお2人、子供さんもいるんですけど、この場合ちょっと状況わかんないんですけどうちの方の状況は、道路を跨いだ方から反対側に木が渡って、通路の邪魔になっているんですよ。消防自動車とか救急車が入れない状態なんで、内容を見ると、環境課が対応できないとなると、どんな結果が出てくるか。
事務局	・敷地内の樹木については、自分で伐採するしかない。勝手に切ってしまうと逆に切った人が悪くなってしまう。
E 委員	・切れない状態のその家庭状況でもだめなのか。
事務局	・それでもお願いするしかない。その人の管理物なんでそれで何か問題が起こったらその人の管理不足っていう形になります。
E 委員	・言ってもやってもらえないなら、ある程度のところへ出て、結果を出してもらうほかないというふうになっちゃいますね。
議長	・G 委員の提案した場所は県道に面したところですよ。
G 委員	・そうです。みんなも通ってわかると思うんですよ。新しい道路ができましたよね。信号付きましたよね。そこからちょっと行ったらすぐ右側に家があるじゃないですか。あれ大型トラックなんか走ったら触てると思うんですよ。
H 委員	・その件に関しては不動産屋の立ち位置として、謄本取ってお手紙を出してはいます。ただ、あそこに住んでらっしゃる方と所有者が違うんですね。それでも反応しないっていうことはその方の所有物なので、行政が手をつけたりってことできないんです。よっぽどの場合は行政代執行っていう形でしっかりと手続きを踏んだ上でやるケースはありますけども、かなりレアです。やっぱり所有者の方の管理っていう形になりますので、なかなか手が出せない
E 委員	・そのとき地元の人に不便さが出てても、切れないっていうことか。
H 委員	・基本的にはできない。最近テレビなんかでもやると思うんですけども、行政代執行という形でやる場合は、かなりの段階を踏んで何度も交渉を重ねた上で、もう強制し執行を行うっていうことは、例はありますが、そこまで持っていないとならないっていう形です。
G 委員	・ファミマの向かいの家もかなり木が鬱蒼としてたんですけど、あそこはやっぱり住んでるご夫婦がいたらおそらく、業者さんかなんか頼んで伐採したから綺麗になったなと思うんですよ。
H 委員	・こう訴えかけていくのは、我々が行って可能性はありますので、そういうところはぜひ言っていただいて、私達も全部出してるわけじゃないので、そういうところをまずは所有者に訴えて動かしていくっていうことは可能性は多分、どちらかというと民間業者の方が動けると思います。
E 委員	・国ならやってくれんだよね。国道へ出てる分に対しては枝切りは国の方でや

H 委員	ってくれるんだけど、そういう市道とかになると、一切個人ということになる。だからそういう苦情をどう解決するかなと思って。 ・まずは洗い出しから行っていただいて、まずはその所有者に訴えかけて、そのまま所有者も管理ができないのであれば売却ということで進んでいくっていうのが今の空き家ですとか、そういう荒れた土地っていうところの問題になってるのかなと。
議長	・あれは栃木土木事務所担当かな。県道は勝手には切れない。あそこは大変なんです。
H 委員	・3年くらい手紙出していますが、反応がありません。
I 委員	・私の自宅は花見が丘の工業団地の方にあるんですけどあそこは栃木市の保護林になってるんですよ。平林がいっぱいに広がっていて計画道路が通っていますが、ほとんど今は持ち主が土地を管理している。ところが、NTT、東京電力は電話だけで枝の伐採を1mぐらいまでやってもらえる。だから伐採っていうんだったら、連絡だけで大丈夫。最終的にはどんどん大きくなって邪魔になるかもしれないけど、当面ということであれば、枝の伐採だったら、栃木市のところでできるかもしれな。ただ栃木市が言って、了解は取るんだと思います。大きな山なんかも行って、私の仕事をやると枝の伐採は大丈夫なんですよ。その伐採なんて残る多分枝だったらいけるんじゃないかと思うんですよ。
議長	・ある場所で地主以外が勝手に伐採して、かなり叱られたということがあった。
I 委員	・伐採するには了解を得ないといけない。
議長	・G委員の提案は、住んでいる人の了解を得られないのです。
H 委員	・貸借の契約でいくらもらってるはずなんですけどそのときの契約書にそういう場合にはっていう取り交わしをしている可能性もありますけど。
D 委員	・基本的に法律上は、他人の家から出れば隣接地主は、民法上は、多分切れない。いろいろな運用上のやり取りがあるかもしれないけど、基本的には例えばわかりやすく言うと隣のうちから柿の枝が伸びてそれ取っちゃってもいいってわけにはなんない。基本的には、民法上は隣の家のも、隣接の人が勝手に切るってことはできない。
H 委員	・民法でいうと根っこは大丈夫なんでしたっけ。
議長	・そうですね。あとは実が垣根を越えてきたら取っても罰せられない。
G 委員	・くすりのアオキからでてきたら、最初信号見えていたのに、この家の近くに行ったら木が邪魔で信号機が見えなくなる。
議長	・後で事務局と栃木土木へ行ってみます。県道3.3.3号線の事前説明の時、大宮公民館に職員が5人来て、とても丁寧に話してくれた。地域会議として事務局と行ってみましょう。
J 委員	・ちょっと今回の提案の方に書いていないんですけども、最近すごく暑くなってきて、体育館で体育などをやるときに、やはり熱中症の危険性が非常に高く、中学校で冷暖房、整備をされさせしていただいたようなんですが、小学校の冷房とかの欲しい。命に関わるが多いかと思うのでここで出させていただきました。

G 委員	・大宮北小学校ですか。
J 委員	・小学校全部冷暖房がないと思います。
K 委員	・他の市だと小学校全部入ったっていう話もありますよね
G 委員	・公立小学校中学校はかなり入ってるなと思ってます。
C 委員	・地区の敬老会は、その関係、9月15日頃が一番まだ暑いですよ。国府北小にしても国府南小にしても、エアコン入っていませんからということで今までは、コロナ前は演芸会やったんだけど、3密の関係もあるし、あとは熱中症になってしまうので、もう4、5年くらい中止にしています。それで大宮地区の敬老会なんかはちょっと話が外れちゃいますけど演芸会なんかやってんですか。
F 委員	・自治会によって様々です。高齢者だけ対象にして防犯講座をやったりとか。
B 委員	・大宮地区は各自治会で敬老関係は自治会対応だね。
G 委員	・お弁当配ったりね、それくらいで終わってるところもあるんだよね。
B 委員	・私達のところは、記念品です。スーパーの商品券配るだけとか。
C 委員	・国府も同じくクオカードになってしまいました
B 委員	・事務局に質問ですが、市議会に要望するっていうのは予算をつけてもらうのにはどうな効果あるんですか。例えば地域会議として小中学校のエアコンの問題とか。
事務局	・地域予算については、もう条例というか、規則で決まっていて、均等割とか人口割とかで、もうそれが定まっているんで金額を増やすっていうことは、今のところできない。地域会議で要望したから東部地区を優先しましょうっていう感じじゃなかなかなと思うんで、やるとすれば、計画を作って、何年度にやっていこうっていうふうになると思うのでなかなか地域会議で要望したからすぐ着きますよっていうわけにはいかない。
B 委員	・それは現実、行政の対応はわかりますが、何らかの方向を声出していかない、届かない。
G 委員	・市立中学校小学校なんだから市の動きとしてね、順次、小学校の体育館にエアコンをつけていくとか、中学校の体育館にエアコンを作って整備していくとか。計画はないんですか。
I 委員	・議会で市議会委員が話題に出してもらう方がいいと思う。
事務局	・教育委員会の方に計画が今後予定されているのかだけ確認をさせていただきます。
B 委員	・教育委員会の学校設置基準値等、統廃合について、本来の計画ならもう統廃合の計画書が出てきていいわけなのに、まだ示されていない。いわゆる栃木市内の小中の統合だとか通学区域の話などで、私が言っていたのは、6、7年前だけど令和5年ぐらいには出しますと言っていたけど出てこない。教育委員会にも地域会議が全市内の八つの地域会議でも声出していかないと、東部だけで言った入って受付で終わっちゃう。
議長	・実際小野寺の方はもう統廃合してるからね小学校ね。あと寺尾の方もやる。進めてるのは進んでる。きりがないのでこの辺にしましょう。
事務局	・地域会議から意見書っていうを出せます。一番最初は聞いた方がいいんです

議長 D 委員 事務局 D 委員 議長 D 委員 事務局	けど、小学校の計画あるんですかっていうことでこっちから聞けるんでそれは結局問題ない。もしそれで納得いく回答でなければ意見書を出せばちゃんと回答が返ってくるのでそういうやり方も一つの手かなと思います。 ・事務局から説明があったように意見書として考えてみますか。 ・下野国庁跡の有効活用について、文化課で全体計画を策定中で具体的には手を出してないっていう言い方が正しいんだと思います。だからその辺も市役所の文化課だけでは動けない部分もあるかもしれないけど上級官庁の意見を聞いたりする、指示を受けたりしなくちゃならない部分もあるかもしれませんが、確認をお願いしたい。何回もいろんな場面で出してるけど、看板を直すとかそういうのはできんだけど、本体に関わる部分については、どっちかというとあんまりいい言葉じゃないけども、地域会議には口出させないっていうふうなそういうふうなスタイルになってると思うんです。 ・確認してみます。現在の計画の進捗ということでいいですか。 ・はい。 ・それでは地域予算提案事業については、一応いろんな意見出ましたので、この件については以上で終了させていただきます。 ・まだ地域課題の追加受付可能ですか？ ・可能です。 <u>4 その他</u> ○次回の開催予定 令和7年度第5回会議 令和7年8月28日（木）午後6時30分（国府公民館） <u>5 閉会</u> ——閉会—— （会議終了時刻 午後7時45分）
---	--

別紙1 出席者及び事務局

〈出席者（委員）〉

会 長	柏崎 桂二	副会長	島田 研
委 員	浅野 菜津子	委 員	出井 康夫
委 員	岩間 靖子	委 員	大島 定男
委 員	熊倉 京子	委 員	早乙女 次男
委 員	篠原 幸江	委 員	藤本 和夫
委 員	松本 博	委 員	森 寛
委 員	梁島あけみ	委 員	和久井賢司

〈欠席者（委員）〉

委 員 大橋 哲夫

〈事務局〉

牧野 知之	（栃木東部地域まちづくりセンター所長兼国府公民館長）
根本 俊恵	（大宮公民館館長）
大塚 将己	（国府公民館主任）

〈その他出席者〉

別紙２ 会議事項及び配付資料一覧

〈会議事項〉

１ 開 会

２ 会長あいさつ

３ 議 事

（１）令和８年度実施分栃木市地域予算事業計画書について

（２）地域予算提案事業

４ その他

・ 次回の開催予定

５ 閉 会

〈配付資料一覧〉

- ・ 令和８年度実施分栃木市地域予算事業計画書について
- ・ 地域予算提案事業

資料１

資料２